

給与明細の保険料はいつ変わる？（もっと詳しく）

給与から天引きされる保険料が変わるのは、「標準報酬月額」または「保険料率」が変わるときです。なぜなら、保険料は、次の計算式によって算出されるからです。

標準報酬月額×保険料率×(1/2) ※保険料は本人と会社が折半で負担するので、2分の1を掛けて算出
たとえば、標準報酬月額が300,000円の場合の厚生年金保険料の天引き額は

$$300,000 \times \frac{178.28}{1000} \times \frac{1}{2} = 26,742円$$

(平成27年9月からの保険料率で算出)

原則：標準報酬月額は、1年に1回見直しを行います

4～6月の総支給額の平均額を会社が届け出て、その年の9月以降の新しい標準報酬月額が決定されます。保険料は翌月控除なので、実際には10月中旬に支給される給与から新しい標準報酬月額に基づく保険料が天引きされます。※出産や病気療養による休業がある場合は、特別な方法で決定されます。

「標準報酬月額」は、給与の総支給額を等級表の「給与相当額」に当てはめて決定されます。※給与の総支給額には、基本給と残業手当、通勤手当など各種手当を含みます。※賞与が年4回以上支給される場合は、賞与の合計額を12で割った1カ月分を給与相当額に含めます。

等級表と標準報酬月額（給与相当額）（下記は厚生年金保険の等級表の抜粋）

年金等級	標準報酬月額	給与相当額(以上～未満)
1	98,000円	～101,000円
2	104,000円	101,000～107,000円
29	590,000円	575,000～605,000円
30	620,000円	605,000円～

現在の下限。平成28年10月のパートへの適用拡大時に標準報酬月額の下限も改定予定。

※健康保険の上限と下限は異なる

例外：9月以外の月に標準報酬月額が変わることがあります

- 給与改定(昇給や降給)や給与体系の変更があったとき
変更のあった月から3カ月の総支給額の平均額を等級表に当てはめて2等級以上の差があったときは、会社の届け出により標準報酬月額が変わります。ただし、残業手当の増減だけでは、変更の対象になりません。
- 産前産後休業や育児休業から復帰したとき
産前産後休業や育児休業から復帰した月から3カ月の間に、短時間勤務や残業の減少などにより総支給額が休業前より下がった場合は、本人から会社へ標準報酬月額の変更を申し出ることができます。

横山 玲子
社会保険労務士

よこやま・れいこ 横山玲子社会保険労務士事務所代表。横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ
http://www.r-yokoyama-office.jp/
Twitterアカウント @mayokor

MEMO

保険料は月単位で発生

健康保険料・厚生年金保険料は月単位で発生し、日割り計算はありません。発生期間の開始は入社月からで、1日入社でも末日入社でも1カ月分の保険料が発生します。退職時は、末日退職の場合は退職月まで発生し、末日以外の退職の場合は退職月の前月まで発生します。



給与明細の保険料はいつ変わる？

答える人

先生

社会保険労務士

聞く人

健人

会社員39歳

今日は、給与から天引きされる健康保険料・厚生年金保険料が変わるタイミングについてご説明します。

給与明細の保険料はいつ変わる？

健康保険・厚生年金保険に加入すると給与から天引きされる保険料が変わるタイミングは……

見直しは1年に1回

- ◆毎年、4～6月の総支給額の平均額を会社が届け出ることにより、その年の9月分から保険料が変わる。
- ◆ただし、保険料は翌月控除なので、実際には10月中旬に支給される給与から新しい保険料が天引きされる。

その他に変わるタイミング

- ◆健康保険や厚生年金の保険料率が変わったときに保険料が変わる。
- ◆給与改定(昇給や降給)や給与体系の変更があったときは、その月から3カ月の平均額を算出し、それまでと比較して大きな差があれば、9月以外の月にも保険料が変わることがある。

健人 あらためて給与明細を眺めてみたら、総支給額が変わっても健康保険料や厚生年金保険料は変わらないんですね。
先生 2つの保険料の見直しは1年に1回なんです。総支給額が減っても保険料が変わらないと、手取り額に影響しますね。
健人 残業代が減ったら保険料も下がるのかと思っていました。1年に1回の見直しはいつですか？
先生 健康保険料と厚生年金保険料は毎年9月分から変わりますが、翌月控除なので、実際には10月中旬に支給される給与から天引きされる分が変わります。

健人 新しい保険料は、どのように決まるのですか？
先生 4～6月の総支給額の平均額から決まります。総支給額は、残業手当や通勤手当を含む総額で、税金や保険料を引く前の金額です。
健人 そうすると、今年の4～6月の平均額が昨年より下がれば、保険料も下がるということですね。
先生 実際には、総支給額の平均額を等級表に当てはめた「標準報酬月額」が下がれば保険料が下がる仕組みです。
健人 ほかに保険料が変わる仕組みはないのですか？
先生 保険料率が変わるときと、昇給など給与改定があったときに変わる場合もあります。